

# 大津波警報発表時における避難者の受け入れに関するご案内

## (マンション等の集合住宅用)

大津波警報発表時の一時的な退避場所として避難者を受け入れる流れは次のとおりです。  
できる限りご対応いただきますよう、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

### (1) 気象庁より大津波警報が発表される

避難者が貴施設に一時退避してきた場合、貴施設内へできる限り受け入れます。



### (2) 避難者を貴施設内に受け入れる

受け入れ方法は次のとおりです。

- ① エントランスの鍵（オートロック等）がない場合、そのまま受け入れます。
- ② 管理人等がいる場合、管理人等がエントランスの鍵（オートロック等）を解除します。
- ③ 管理人等が不在の場合、居住者等がエントランスの鍵（オートロック等）を解除します。  
※②の方法で貴施設内へ立入ることができない場合、避難者が居住者等にエントランスの鍵（オートロック等）の解除を依頼することが想定されます。

※オートロックの解除は、後に続く避難者のため解除された状態となるようお願いします。また、エントランスの扉も、開いた状態となるようご配慮ください。受け入れを開始したら、管理組合（管理組合がなければ管理人等もしくは任意で決めた者）が市にその旨を電話もしくはメール等でご報告ください。



### (3) 避難者を貴施設内の退避場所へ避難させる

退避場所として使用するスペースは、協定書に記載のとおりです。

また、市が配備する物資が貴施設内にある場合、市民等へお渡しください。



### (4) 避難者を貴施設外へ移動するよう伝える

大津波警報が解除された時点で、津波一時退避場所としての役割は終了します。

#### (補足)

避難者が、貴施設を破損しなければ避難が困難であり、やむを得ず破損させたことが明らかな場合、または誤って破損したことが明らかな場合、その破損箇所の回復に要する費用は市が負担します。破損箇所の確認用に記録（写真等）を残していただくようお願いします。

#### (補足)

気象庁から発表される大津波警報の発表・解除等の情報は、テレビやラジオ、スマートフォン等のほか、市の防災行政用無線や防災ラジオでも入手することができます。



気象庁ホームページ  
(津波警報・予報)  
二次元バーコード



茅ヶ崎市ホームページ  
(防災行政用無線の放送内容)  
二次元バーコード



【問合せ先及び避難者受け入れ時の報告先】 茅ヶ崎市くらし安心部防災対策課  
電話：0467-81-7127 メール：bousai@city.chigasaki.kanagawa.jp